

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 30 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 26 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所
住 所 大阪府大阪市港区弁天 1-2-1-1500
- (2) 名 称 第五管区海上保安本部
住 所 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 阪神港大阪区第 5 区
(付図のとおり)
- (2) 期 間 令和 7 年 10 月 13 日から
令和 8 年 1 月 12 日までのうち 4 日間

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

